

室町楽市 出店規約

1 趣旨

小倉北区室町地区（リバーウォークより北側の商業地域）の賑わいづくりと、小倉都心部での回遊性を高めて、都心部での楽しみ方を増やすことを目的としています。

2 出店資格

- ※ イベントの趣旨に賛同し、規約を遵守できる企業・団体・個人等
- ※ 開催時、出店者の代表は満18歳以上であること

3 出店料

1区画（3m×3m）につき500円

4 申込及びキャンセル

出店希望者は以下のいずれかの方法によって出店申込を行ってください。

1. 室町楽市ホームページの「出店申込フォーム」から送信。
 2. 所定の「出店申込書」をFAX・郵送または事務局へ持参して提出
- なお、他の方法（電話・口頭）では原則として出店を受け付けできません

5 特殊届出事項

申込書の必須事項以外に次のような場合は申込書備考欄に内容を記載するなどの方法で届出をしてください

- 特別な設備（発電機・炭焼きコンロ・ガス器具などの熱源）を持ち込む場合
- 危険物・燃料（プロパンガス・灯油・軽油・ガソリン・木炭など）を持ち込む場合
- その他、通常のフリーマーケットで使用しないものを持ち込む場合など
- 運営方法などに特別な事情がある場合など

6 選考（抽選）および通知

出店応募締切日までに出店申込が**募集区画を超えた**場合は、業種や内容を考慮し、抽選などの方法で出店者を決定します。

その結果、一部の応募者に対して、出店をお断りしたり、希望区画数を減少させていただく場合があります。

選考の結果、落選された方には、速やかに連絡し、当選の方には出店時の注意などを記載した案内を送付いたします。

※募集締め切り前に出店申込数が予定を超えた場合は先着順で募集を打ち切る場合があります

7 設営及び撤去について、

主催者側で準備しているのは、原則として、区画分けラインのみです。

設営や撤去は各出店者自身で行ってください

設営及び撤去は他の出店者と協調の上トラブルのないようにお願いします

イベント開催中の設営・撤去については、車両の乗り入れができません

8 販売禁止品（禁止業態） 禁止行為

募集業種は特に限定していませんが、以下に示すものは出店をお断りします

- 危険物の販売
- 違法な物品（偽ブランド品・海賊版・コピー商品など）盗品の販売
- フリマにふさわしくない高額商品の販売
- 風俗営業及びそれに準ずるサービス
- アルコール類主体の営業・接客（昼間のイベントにふさわしくない内容と思われるもの）
- 公序良俗に反するもの及びイベント趣旨に反するものの販売・サービス

イベント開催中は以下の行為を禁止します

- 騒音を発する（大音量の音楽、拡声器を使うなどの）行為。
- 出店者及び係員の飲酒
- 強引な販売、客引き行為
- 危険物、悪臭・熱・騒音を伴うものの持ち込み（事前に許可を受けた場合を除きます）
- その他、イベントの趣旨に反するもの、実行委員会が不相当と判断するもの

9 出店のキャンセルについて

当日までにやむを得ずキャンセルする場合は速やかに事務局へ連絡してください
 その他、申込内容と異なる事柄が生じた場合も速やかにご連絡ください

連絡がないまま出店されなかった場合は次回以降の出店をお断りする場合があります

10 出店の取り消し、退去指示

次に該当する場合は出店を取り消し、即時退去を求め、次回以降の出店を拒否します。

- 禁止行為・販売禁止品の販売が確認された場合
- 許認可が必要な業種で、許認可を受けていない場合
- 他の出店者や来場者とのトラブルを繰り返した場合
- イベントの趣旨に反し周辺に迷惑をかける場合
- イベントスタッフの指示に従わないなど、運営に支障をきたす場合
- その他、実行委員会が不相当と判断する場合

なお、出店取り消しの場合でも支払いを受けた「出店料」は返還しません

11 開催時の事故責任について

出店中のトラブル・事故・盗難及び主催者の故意や重大過失によらない損害については
主催者は一切の責任を負いません。

また、開催中の天候などにより生じた損害（雨による水濡れなど）についても**一切の責任を負いません。**

12 イベントの中止・変更

荒天や会場の都合などにより開催を中止または日時の変更を行う場合があります。

イベントの中止・変更によって生じた損害について、主催者側は一切の責任を負いません

13 出店者への損害請求など

出店者の故意または重大な過失により会場施設などに損害を与えた場合、相当額の賠償を請求することがあります

以上

出店申込の時点で、出店希望者は、この規約に同意し遵守することを誓約したものとします。